不正行為等に関する注意

学務課

① **予め許可されたもの以外の持込は禁止です。**
すべて持込可の試験であっても、第三者と相談する、第三者の助力を受けるといった行為は不正行為となります。

② 試験室での情報端末（携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末等）の使用は、許可された場合を除き禁止です。時計としての使用もできません。
試験前に必ず電源を切ること。

不正行為が発覚した場合は、当該学期の評価をすべて無効とすることがあります。

＊試験における不正行為とは・・・

- 代人受験（依頼した者・受験した者）
- 答案交換および複製
- カンニングをすること、カンニングを手助けすること
- その他、公正を損なう様々な行為